

平成 25 年 3 月 11 日（月曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 5 日目）

平成25年3月11日（月曜日）

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

出席議員（14名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
12番	鈴木春光君	14番	三浦清人君
15番	西條栄福君	16番	後藤清喜君

欠席議員（1名）

11番 及川均君

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

會計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
總務課長	佐藤 德憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
復興事業推進課參事兼 用地対策室長	佐藤 孝志 君
町民稅務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課參事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	三浦 孝 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	三浦 源一郎 君
綜合支所長兼 地域生活課長	佐藤 広志 君
綜合支所町民福祉課長	菅原 みよし 君
公立志津川病院事務長	横山 孝明 君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	男澤 知樹 君
總務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育總務課長	芳賀 俊幸 君
生涯學習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	阿部 敏克 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 德憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局職員出席者

事務局 長

阿部 敏克

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

三浦 勝美

議事日程 第5号

平成25年3月11日(月曜日)

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第25号 工事請負契約の締結について
 - 第 3 議案第26号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
 - 第 4 議案第27号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算(第8号)
 - 第 5 議案第28号 平成24年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
 - 第 6 議案第29号 平成24年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
 - 第 7 議案第30号 平成24年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第4号)
 - 第 8 議案第31号 平成24年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算(第2号)
 - 第 9 議案第32号 平成24年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
 - 第10 議案第33号 平成24年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
 - 第11 議案第34号 平成24年度南三陸町水道事業会計補正予算(第4号)
 - 第12 議案第35号 平成24年度南三陸町病院事業会計補正予算(第4号)
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

午前10時00分 開会

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

東日本大震災から、きょうで丸2年でございます。800名の犠牲者が出ましたけれども、本日は議会開会前に亡くなられた方々に対しまして黙禱をささげたいと思いますので、皆さん全員ご起立お願いいたします。黙禱。

お直りください。着席願います。

ただいまの出席議員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

遅刻議員、11番及川 均君となっております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において12番鈴木春光君、14番三浦清人君を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第25号 工事請負契約の締結について

○議長（後藤清喜君） 日程第2、議案第25号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第25号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した南三陸町総合体育館の復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、細部についてご説明申し上げます。

議案関係参考資料の67ページをお開き願いたいと思います。

工事名が、平成24年度南三陸町総合体育館災害復旧工事でございます。工事場所は、南三陸町志津川字沼田地内でございます。工事概要といたしまして、体育館の災害復旧工事でございます。入札方法につきましては見積徴収による随意契約、契約相手方は志津川建設株式会社でございます。契約金額は、8,080万8,000円でございます。

次の68ページをお開き願いたいと思います。

体育館の平面図が記載をされております。今回の工事につきましては、地震による被害を受けた部分の災害復旧でございます。着色している部分が、今回の工事対象箇所でございます。

初めに、茶色く着色をしている部分、床関連工事でございます。1つ目が、トレーニングルームから正面玄関付近にかけてタイル張りの犬走りがございますけれども、地震によりまして亀裂等が発生をしておりますので、亀裂部分の補修を行うということが1件でございます。それから、中央部分のアリーナ、床にゆがみが発生をしておりますので、これらの不陸を取りまして、ワックスがけまで行うということで考えております。

それから、黄色い部分が天井が落下した部分でございます。一番大きいのが、文化交流ホールでございます。それから、軒下部分がそれぞれ落下をしておりますので、落下した部分を天井ボードを再設置をするということでございます。

それから、ピンク色で着色しておりますのが、壁面に亀裂等が入っている箇所でございます。これにつきましては、樹脂等を注入して補修をするという計画でおります。文化交流ホールの周辺が特にひどいようでございます。

それから、青色で着色しています外壁でございます。ところどころ損傷が見られますので、それぞれ補修工事を行うという内容でございます。

以上で細部説明を終わりますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 1番です。おはようございます。

きょうで2年目を迎えるわけなんですけど、本日も朝早くから多くの方々が南三陸町を訪れています。この方の、多くの支援に対して一日も早く議会、行政が一体となり町民の方々の復興に向けて進んでいきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひします。

今回の体育館、あと交流ホール、この改修工事、なぜここまで延びたのか。あそこは災害対

策本部、また被災者の避難場所、そしてその後は物資倉庫、いろいろなったわけですが、その辺は半年、1年である程度その辺は片づいたにもかかわらず、なぜこの2年目に当たっての改修工事となったのか、その辺の理由をお聞かせください。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 災害復旧工事で対応するというので、棟天とかおりにいたのは早くにわかって修繕工事をしようかとも思ったんですが、災害復旧工事ということで昨年の10月末に災害査定がありまして、それでもって事業費確定したということなので、その後にあと町単部分がありますけれども、そういうのを足して入札したというふうなことで、おくれたということでございます。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） この2カ所の部分に関しては、今見る限り多くの災害によって傷んだ部分があったわけなんですけど、その間も追悼とかいろいろなイベントで体育館、アリーナが使われ、また事務室に関してもいろいろな形で使われました。また、ある程度1年を過ぎて住民の皆さんも落ちついてきたせいか、チームのほうも今活発に人が入っているような状況があります。そういったことを考えると、何でこの時期だったのかは、今の課長の説明ではわかるんですが、冬の期間とか、これから中体連とかそういった子供たちの活動が、あの総合体育館で開催されていて、6月の大会に向けてこれからという、この時期というのは私としても今の課長の説明ですと災害査定とかいろいろあったわけなんですけど、そういった面からもうちょっと早くすることは、改修工事にかかることはできなかったのか。

あともう1つは、4月から8月までの5カ月間ということなんですけど、部分的に改修で、使えるような場所は使ってもらおうというような形の、そういった方法はとれなかったのか、その辺2つお願いします。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 災害査定の日程につきましては、県内いろいろな施設があって、その日程調整をした形で準備ができたところから査定を受けるというふうなことだったので、設計等も急いでお願いしてやったんですが、10月の査定にしか間に合わなかったというふうな状況でございます。ただ、危険な箇所とかですか、そういう場所については必要な修繕を行って、それで使えるようにやっていますし、トレーニングルームとか何かも無料開放したり、24年度からは割引券ですか、そういうのを使って気軽に利用できるような状態にして使ったところでございます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 工事期間中の施設の利用でございますけれども、かなり面積が広いということで、一度にこの箇所を工事をするということではなくて、やはりその利用状況を見ながら、その辺は調整させていただきたいと考えております。

○議長（後藤清喜君） 1 番千葉伸孝君。

○1 番（千葉伸孝君） できれば部分ごとに改修して行って、子供たちの活動の場所とか、あと町民の方々がある程度復興に向けて、そういった運動でもしようかというような気持ちになってきました。できればそういった形で、できたところから使えるような形の体制づくり、お願いしたいと思います。これからまだまだ体育館、アリーナ、絶対町にとっては必要な部分で、南三陸町のアピールするにはあの場所がやっぱり一番いいのかなと思いますので、来町者、あとあそこを活用して多くの方が入るわけですので、その辺の危険のないような形で安全を一番に考えて改修工事、その辺もお願いしたいと思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 入札方法にはいろいろな種類の方法があるわけですが、今回のこの随契ということの決定、事業によって一般競争にする、あるいは指名競争入札にする、あるいは見積もりを出してもらっての随契という、その最終的な判断をする方というのは、どなたなんですか。その種類を決定する、最終決定をする方は町長なんですか、それとも副町長なんですか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 全ての工事でございますけれども、入札の審査委員会で、この工事は一般競争、この工事は指名競争、あるいはこの部分は随意契約ということで、入札業者指名委員会で決定をすると、そういった仕組みでございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 審査委員会、審査委員長がいるんでしょうから、今回この随意契約をしたという理由、なぜこういう方式をとったんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 67ページの議案関係参考資料にございますが、入札方法ということで見積徴収による随意契約と。括弧書きで、地方自治法施行令の167条の2第1項第8号という、こういう規定に基づいて随意契約をしたわけでございますが、本件につきましては一般競争入札に付しまして、参加業者が1社でございました。入札の結果、3回札を入れていた

だきましたけれども落札しなかったと、こういった経過がございまして、この地方自治法施行令の167条2というのは、いわゆる入札に付して落札者がいないときに随意契約で契約ができると、こういった内容でございます。

それと、入札公告にも、そういう指名競争入札に付して落札できなかった場合には随意契約をすることができるという公告もしてございますので、そういった自治法の規定等に基づいて今回随意契約をしたといった経過でございます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうしますと、一般競争入札でやったけれども不落だったと、その結果ということですね。最初からそういうふうな話をしてもらおうと、こういうふうな質問は出ないわけなの。だから、なぜ聞かれたらしゃべろうとか、聞かれなければ黙っていようとか、その考え方がちょっと、我々何もいいの悪いのでないの。なぜこういうことになったのかという内容をわかりたいために質問するわけですから隠さずに、隠す意図はなかったでしょうけれども、ただ我々としても普通であれば指名競争と一般競争でやる工事内容ですから、なぜ随契になったんだらうなという不審を立てるわけですから。だから、最初からこれからは内容を話して最初からそう言ってもらえば、時間これ何分たったんですか。無駄なことですよ、これ。そういうふうに、これからやってください。

○議長（後藤清喜君） ほかに。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） たしか、この総合体育館は前にも天井の落下等があったと思います。今回、この災害復旧工事ということで多額の金額が計上され、それが入札になったということなんですけれども、問題はこの建築に当たって工事完了の引き受け時点で完璧な工事手法に基づいた契約の何が出ておったのか。

それから、さらにはあそこはこういう揺れに対してもそういう損害、例えばさっき細部説明でやった資料にもございますけれども、床面、天井、壁面、壁面の亀裂とか外壁の損傷とかと、いろいろ細部説明あったんですけれども、問題は造成するときの地盤に影響しているのかなというような思いがするわけです。造成するときもその引き受け、完成時の引き受けに異常がなかったのか。

それから、つまり造成地盤ということになりますと盛り土して、そこが軟弱地盤になっているからこういう揺れが、その建物に大きく影響しているのではないかなというふうに私は思うんですよ。なぜかといいますと、例えば入谷中学校の危険校舎だといわれたのが、サッシ窓1枚落ちなかったんですよ。そこは、地盤がかたかったからかなというような思いがする

んですけれども、この引き渡し時点でそういうものが完璧にその工事手法に間違いなくやっていたのかということなんです。これは、この後もそういう条件がもし再度大きな揺れ、そういう条件が、手抜きはなかったと思うんですけれども、そういう手抜きがあったということになると、今後もまた起こり得る可能性は多分にあると、私はこういうふうに思うんですけれども、そういうことをひとつどうあったのか、そういうことをお願いしたいと思えます。

それから、もう1つは、この今回の工事請負者は当時の工事請負者であったのかないのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） では、私のほうから、何点かございますのでご説明申し上げます。

建物については、切り土箇所だというふうに聞いております。ただ、同じ切り土でも、当然地盤状況がそれぞれ違いますので、一概に切り土だからこうだ、ああだという話はないんじゃないかなと思います。

それと、建物の耐震性の問題でございますけれども、全ての地震に完全に壊れないようにつくるということは、これは無理なことございまして、現在建物の重要性によりまして、それぞれランクづけがございます。1つは、完全に倒れなければいいというくらいのランクから、ある程度の亀裂はしようがないという部分まで決まっておりますので、ご質問のあるように当時の資料がないものですから、どのレベルでつくったかはちょっと今存じませんけれども、いずれある程度の被害は出ることを前提につくってやられたんじゃないかというふうに考えております。

それから、当時の業者と今回の業者が同じかというお話でございますけれども、多分それは違うと思えます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 建物に対する耐震性ということは十分考慮した中で設計、施工がされておられるということで、それは間違いなく、もちろんそういうことです。間違いのないだろうと思えますけれども、当時の造成にそれが完璧だったのかどうかというような思いがしてならないから、こうした質問するわけなんですけれども、例えば現在消防署をつくっていますよ、このアリーナの周辺。あそこの地盤は非常にやわらかいところがあったということで、その建築手法に基づいた工事をなしているということも聞いておるわけですよ。そういうことからすれば、当然あの体育館を建てる時にそういう手落ちがなかったのかどうか、

あるいは検査して引き受けるときに完璧だったのかどうかということを聞いているわけなんですよ。そういうことがなかったのかどうかと。

例えば今回の震災で、これは皆さんもお気づきだと思うんですけども、仙台の若林区の団地の崩落事故ですよ、屋敷の崩落事故。それは30年たったそうなんだけれども、あれも地盤のそういう工事の手抜きがあったんでないか、あるいはそういうことがあったんでないかということで、その住民が今訴訟の段階にあるというようなことも聞いているんだけれども、そういうことがなかったのかどうかということを聞いているんですよ。もう一回、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） あの程度の建物を建てる時は、それなりに調査をして当然設計にその結果を生かして建てておりますので、今議員が心配するようなことはなかったというふうに考えておりますし、当然切り土でございます。

それから、消防署につきましては、あの部分は盛り土でございますので、体育館とは全く条件が違うということで、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 総合体育館、国体のために建設したということで、大体10億ぐらいですか、建築費は。それで、その建築費に対して県からも補助を1億ぐらいいたしかもらっていると思うんですが、県でその補助金を交付するにしても、きちっとした完成検査含めて、きちとなさらなければ、その補助金の交付ということもあり得ないと思いますので、その辺はきちっとした検査に基づいて完成したというふうには、こっちは思っています。

それから、施工業者は松村組が施工しております。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） これから、やっぱり復旧・復興ということで住宅を含めて公共施設をたくさんつくるわけなんです、南三陸町は。新しいまちづくりにつけて。そういうことの、こうしたことが手抜きがあったとか土盛りの箇所だったとかと議会では言われなから、課長の言うこともわかるんですよ。ありましたと誰も言いませんよ、うまくないことは。そうでしょう。だから尋ねているんで。これから建てる場合は、そういうことには十分気をつけてやるべきだということですよ。これ、2回も3回も起きているんですから。たしか宮城県沖地震で天井が落下したんでないかなというふうな、今頭にめぐってくるんだけれども、そういうようなことです。

特に、ああした大きな建物が先ほども前者の同僚議員が言ったように今回は対策本部にもした、避難場所にもしたと、あるいはその後の物資倉庫にもしたというようなことからすれば、そういう公共施設は、やっぱり金をかけるぐらいの堅牢なものに建てていただきたいということをお願いして質問を終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 前者とちょっと重複しますが、私も天井のところが大変問題だなと思っております。何回か前回も天井が落下したということを知りました。それで、この黄色い部分なんです、そのほかに天井落下した部分というか、大丈夫なんでしょうか。その辺ちょっと、お願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 調査の中で不安定なものがわかった部分を含めて、今回計上させていただいています。ただ、今後かなり天井高いものですから、目視等で発見できなかった部分もないとは言えないと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） いろいろな町民の方が利用しているうちに天井が落ちてきたなんていう被害が、犠牲者が出たなんていうことないように、きちっとしてもらいたいと思うんですが、本当に天井というのはここだけではなくて、いろいろな大きな施設で天井落ちていきます。そういうことも含めて今度は完璧な、それこそきちっとしたものができ上がるのかなと期待しているんですが、その辺は施工というか、それは私もちょっと詳しくわかんないんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在調査して、不安定な部分については当然これは補修するという事で今回計上させていただいていますし、それから工事を施工する段階で当然、再度現地を調査いたしますので、その段階でもし不安定なものがあれば追加という形でご提案させていただければというふうに考えております。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） そういう全国的に、こういう建物の落下のところはやっぱり設計上、そういう不安定な天井だということがいわれておりますけれども、多分ここの交流ホールもそういうふうになっているのではないかと思うんです。その辺もう一度答弁いただきますけれども、今回でまた、これで大丈夫だと太鼓判押してもらえるのかどうかということが私一

番聞きたいところなので、その辺をもう一度お願いします。

○議長（後藤清喜君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） たしか仙台市の市民プールも天井落ちたということ、いろいろな事故が各地でございますけれども、たしか特異な工法による部分がかなり被害が大きかったというふうに記憶をしております。私もちょっと、この交流ホールの天井の構造が、その仙台市のプールと同じ構造かどうかはちょっと今資料がございませんものですから、お答えちょっとできないんですけれども、なるべくある程度リスクというものは当然、今回の工事の中で軽減していくという方針で進めていきたいと思っています。

○議長（後藤清喜君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 災害の査定に出す前に、私も文化ホールの天井には業者と一緒に上ったんですけれども、ジョイントになっているような形で天井がそれぞれ落ちるといふような形の構造でないので、文化ホールも天井は落ちた場所はないんです。ただ、あいたというか、段差が出たようなところあったんですけれども、そういう構造になっているので、業者の説明でも落ちる危険性は余りないというふうな話です。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 26 号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第26号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。事務局、局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第26号宮城県市町村職員退職手当組合格約の変更についてをご説明申し上げます。

本案は、本町が加入している宮城県市町村職員退職手当組合の議会の議員の選挙区及び定数等について、これを改めることになったため、加入団体ごとに議会の議決を必要とするものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、議案関係参考資料の70ページ、お開きをいただきたいんですが、退職手当組合の規約の変更ということで、今回2点変更がございます。

1点目は、第3条の組合の共同処理に関する事務でございますけれども、この中の第2号、いわゆる財団法人の設立に関する事、これを削除するといった内容でございます。これはどうということかと申しますと、退職手当組合の共同処理の事務として、昭和62年に財団法人の自治福祉協会というものが設立してございます。この協会がどういった業務を行うかといいますと、市町村の退職職員の退職金をお預かりして、それを運用している、そういった団体でございましたが、経済環境の悪化等によりまして平成22年の3月に、この団体が解散をしております。そうということで、この団体が解散し、それから今後も財団法人の設立する予定がないということで、この組合格約の2号を削除すると、こういった内容でございます。

それから、第5条の議員定数の変更内容でございますけれども、次ページお開きいただきたいんですが、71ページでございますけれども、退職手当組合の組合議員の選挙区でございますけれども、別表第2の第5条ですが、第1から第8選挙区までございまして当町は第8区、気仙沼市と南三陸町です。合併前は一市五町で、6市町で1名だったんですが、ご案内のように平成の合併が起きまして、例えば第6区もそうですが、第8区も2団体から1名という議員数ということで、これを変更したいと。そして、大体およそ4団体から1名の議員が出るようにということから、左端の新しい選挙区に変更になりました。今回は第1区から第5区ということで、当町が関係する第5区は13の団体から3人を議員とし選ぶと、そういった内容に変わったわけでございます。いわゆる平成の合併によりまして市町村の数が減少したと、それに伴う選挙区の変更ということでございます。なお、議員の定数には変わりございません。

以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 27号 平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第27号平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は、必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第27号平成24年度南三陸町一般会計補正予算（第8号）の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、第5回復興交付金事業として計画書を提出した事業について、平成25年度予算との整理、調整を図るため所要額を計上したほか、本年度の最終整理予算の位置づけのもと、各款各項にわたり減額等の措置を行ったものであります。

細部につきましては財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 細部説明の前に、金曜日に繰越明許費のA5判の1枚を配付してございましたが、それも説明させていただきますので、お手元に用意していただければと思います。議案第27号関係参考資料の繰越明許費というやつでございます。横書きのやつでござ

います。

それでは、補正予算の細部説明でございますけれども、2ページ、ただいま朗読をさせていただきましたが、今回の歳入歳出予算の額でございますけれども、59億4,600万追加をいたしまして歳入歳出の総額が1,132億2,000万ということで、昨年の同期でございますけれども、昨年も震災後の予算ということで306億の昨年の予算でございますが、今回は1,130億ということで昨年の同期と3.7倍のそういった、もちろん復興の関係の予算でございますけれども、そういった総額になります。

では、細部を説明させていただきますが、8ページでございますけれども、繰越明許費の説明でございますが、通年ですと3件か4件でございますが、今回19件ということで改めて別表で提出をさせていただきましたので、そちらのほうで説明をさせていただきますが、今回の繰越明許費の事業、ここに記載のとおり全部で19の事業でございます。この19の事業の総事業費が228億になります。そのうち繰越額、これが62億1,800万で全体の繰越率が27.17%と、こういった繰り越しの事業でございます。

なお、それぞれの繰越率、あるいは完成見込み等につきましては、ここに記載のとおりでございますので、できるだけ早く完成するように努力いたしますが、こういった形で完成見込みを予定してございます。

それでは、続いて補正予算書の10ページでございますけれども、債務負担行為の補正ということで1件ずつご説明をさせていただきますが、1点目は職員宿舎の家電等の借上げ料ということで、現在長期派遣七十数名、来年から100名くらいになるわけですけれども、この職員宿舎のかかわる家電製品、具体的にはテレビ、レンジ、冷蔵庫、洗濯機、こたつ、この5種類をリースで借上げをしたいといった内容で、その24年度分、1カ月分でございますが、それと25年度分をリースで契約したいということで計上させていただきました。

なお、これにつきましても24年度から震災復興特別交付税の対象ということでの通知が来てございます。

それから、次の農業経営基盤強化利子補給でございますけれども、従来からある制度でございます、今回9件分を予定してございます。

続きまして、津波復興拠点整備事業の委託業務でございますが、具体的には東地区の実施に伴いまして年度内に事業施行予定者、いわゆるURへ事業要請をしたいということで、24年度はその契約行為のみでございます、実際の工事は25、26年度ということになる予定でございます。

次に、町単の崖地近接危険住宅移転事業ということでございますが、申請が24年度で交付決定が25年度に入る部分が出てくるということで、その部分を債務負担行為ということにさせていただきます。

それから、災害公営住宅の建設事業でございますけれども、6地区でございます、具体的には志津川の3地区、戸倉1地区、それから歌津の2地区、合計6地区の災害公営住宅の建設に当たりまして、これもURに業務委託をしたいと。24年度につきましては契約行為のみということで、実質の工事は25から27というふうになる予定でございます。

それから、変更でございますが、崖地近接、補助対象分でございますけれども、この件につきましても限度額を変更するわけでございますが、交付年度と申請年度が異なるということで、その部分、債務負担行為の変更を行うものでございます。

続きまして、11ページでございますが、地方債の補正ということで災害援護資金の貸付事業が、いわゆる限度額を調整といいますか、決定をいたしましたので、2億1,000万から7,660万まで、いわゆる1億3,000万ほど額の決定によりまして減額をすると、こういった内容でございます。

それでは、具体的に歳入歳出に入らせていただきますが、15ページ、16ページ、歳入からご説明をさせていただきます。

町税から自動車取得税交付金までございますけれども、今回補正、歳入歳出ともでございますが、実績の見込み、あるいは実績、終了したということでのそういった追加、あるいは減額でございます、町税等もございまして調定見込み額、あるいは収納実績によりまして追加または減額をいたしてございます。

それから、17ページ、18ページでございますが、17ページ地方交付税で15億3,000万の減額でございますけれども、震災復興特別交付税の減額でございます。この理由でございますが、後で申し上げますけれども、漁港道路、河川災害の国庫負担率が67から100に上がったと。いわゆる国庫負担金がふえたことによりまして、その裏分で補填される予定の震災復興特別交付税が減額になると、こういった国庫補助金の増額による震災復興特別交付税の減額というようなことでございます。18ページの下段のほうに、それぞれ災害復旧の国庫負担金追加がございますが、ただいま申し上げましたように、負担率が66.7%から100%になったことに伴います農林水産施設では5億5,400万、公共土木では1億7,000万の国庫負担金の追加と、こういったことでございます。

19ページ、20ページでございますけれども、13款の国庫支出金の総務費国庫補助金で東日本

大震災復興交付金96億4,000万の追加でございますけれども、これにつきましては第5次申請分、いわゆる1月に申請した分にかかわる交付金でございます。これにつきましては全額基金に積み立てする予定でございます。その下段の災害廃棄物対策事業11億9,500万減額でございますけれども、これは年度内の事業費の確定に伴います減額でございます。それから、20ページ中段あたりに災害弔慰金の負担金、これも6,100万の減額でございますけれども、これは確定に伴います弔慰金の減額ということでございます。

それから、21ページ、22ページ、それぞれ減額あるいは追加がございますが、先ほど申し上げましたように、それぞれの補助金等の確定あるいは確定見込みに伴います減額でございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、23ページ、24ページでございます。24ページの上段で土地売り払い収入、町有地売り払い収入の3,400万の減額でございますけれども、これは実は2月に南三陸道路、国交省と契約をいたしまして、年度内に契約、登記が終わり納入される予定でございましたが、分筆登記のほうがおくれておりまして年度内に登記が完了しないと、こういったことで次年度に土地の売り払い収入については変更させていただきたいという協議が参りまして、それで所有権移転がまだ終了しないということでございますので、今回補正で減額をさせていただいて新年度当初予算に、この分については計上させていただいております。

なお、樹木売り払い収入も三陸道関係で840万ほど入るんですが、その下の立木売り払い収入で200万追加でございますが、830万の減額と県有林の分収交付金が1,000万ほど入りましたので、その差額で補正予算上は200万追加でございますが、この中には先ほど言いました三陸道の売り払い収入830万の減額も含まれてございます。中段の総務費管理費寄附金ということで、ふるさと納税と震災復興推進の寄附金、それぞれ追加をさせていただきました。ふるさと納税につきましては、今年の1月末で355件、金額で2,920万、実績で入っております。それに2月、3月分を見込みまして、総額で3,450万円ということで見込んでございます。当初が1,000万でございましたので、今回2,450万追加を計上させていただきました。震災復興の寄附金でございますけれども、これも本年の1月末で392件、総額で1億1,450万円でございます。今後、2月、3月分、1,600万ということで寄附金があると見込みまして、本年度の総額を1億3,000万円と見込んでございます。現計予算が1億でございますので、3,000万今回追加をさせていただいたところでございます。

続いて、25ページ、26ページ。25ページの財調の繰り入れでございますけれども、4億円でございますが、前の補正予算で説明いたしましたけれども、名足小学校の復旧事業の財源と

して取り崩す予定でございました。と、申し上げますのは、いわゆる義務教育施設については補助金が精算交付ということで、年度内に入ってこないということで、一時財調を取り崩して国庫分を財源にする予定いたしました。が、今回そういった財源の調整の結果、財調を繰り入れしなくとも補正が可能になったということで、今回取り崩しをしないで戻すというような内容でございます。

27ページ、28ページでございますが、27ページの雑入で中段でございますが、被災自動車売り払い収入寄附金ということで初めて補正予算で、こういった項目が出てまいりましたけれども、どういうことかと申しますと、現在自動車については県のほうに委託をしているわけでございますけれども、その被災自動車が、いわゆる業者で売り払って、その分の収入が県のほうに入ったと、その金額が2,382万5,000円、この金額でございます。その台数が2,251台と、こういった分の県のほうに収入が入ったわけでございますが、町のほうから全額委託料として県のほうにお支払いしておりますので、その分、県から寄附金という形で町のほうに入ってまいりました。

なお、この部分についてはごみ、いわゆる瓦れき処理といいますか、全部国庫補助金で100%国から来るお金で委託してございますので、この額につきましては後に補助金の精算ということで国のほうにこの額は返還すると、こういった会計上の処置がそうなる予定でございます。

それでは、続いて歳出でございますけれども、歳入同様、歳出につきましても最終補正といえますか、そういった性格のもので、人件費も含めて各款にわたって減額あるいは追加の整理をしておりますので、最初にお断りさせていただきます。

28ページで、特別旅費ということで370万計上させていただきます。これは派遣職員の、いわゆるお帰りになる赴任旅費でございます。その分不足するということで370万計上させていただきました。

それから、29ページ、30ページ、総務費関係でございますけれども、中段に額の大きいのが災害長期派遣職員の負担金ということで、1億3,900万減額でございます。派遣される職員のそれぞれの派遣元にお支払いをする負担金が確定いたしましたので、今回1億3,900万減額をすると、こういった内容でございます。

31ページ、32ページでございます。31ページの下段で、ふるさとまちづくり基金2,450万、先ほど言いましたふるさと納税寄附金を全額こちらのほうに積み立てをすると、こういった内容でございます。

33ページ、34ページ、それぞれ選挙経費の終わりましたので、その精算に伴う、ほとんど減額等の予算でございます。

35ページ、36ページも、それぞれ精算あるいは事業執行済みによる精算による調整でございます。

37ページ、38ページにつきましても同様に、それぞれ事業の執行等に伴います減額でございます。

それから、39ページ、40ページでございますが、災害救助費は中段でございますけれども、災害廃棄物の委託料ということで、これも全部で14億2,000万でございますか、これも事業の実績に伴います減額ということになります。それから扶助費、それから貸付金、これらも減額でございますが、それぞれ実績等に伴います減額ということでございます。

それから、41ページ、42ページでございますが、41ページの中段で委託料で焼却灰の埋立委託料減ということでございますが、放射能等の問題によりまして焼却灰の受け入れが困難になったというようなことから、今回2,700万減額をするものでございます。それから、その下の水道会計補助金でございますが、長期派遣職員分約600万ほど、それから災害復旧分約2,000万ほど、一般会計から水道企業会計のほうに補助金として繰り出すものでございます。

それから、43ページ、44ページでございますが、43ページの上段でございますけれども、汚染牧草等保管業務委託料ということで、汚染の牧草がございますが、その処分方法がまだ確定してございませんので、町内にあります牧草を一時保管をすると。それに伴います運搬とか、あるいはその敷地の借り上げ料ということで、今回計上させていただいたところでございます。

それから、45ページ、46ページでございますが、45ページの上段でございますけれども、水産業振興対策補助金ということで、歌津支所さんに対するアワビ放流事業の補助金でございますが、いろいろな理由で事業が執行できなかったということで全額いわゆる減をすると、こういった内容でございます。

それから、47ページ、48ページ。48ページの中段の広域消防の負担金でございますけれども、これは消防の仮庁舎あるいは備品等の請負差金ということで、今回2,400万減額をすると、こういった内容でございます。

49ページ、50ページは特に同じようなそういった内容で、説明は省略させていただきます。

51ページ、52ページも同様でございます。

53ページの下段で漁港災害復旧費、入札差金等の精算によりまして9,000万ほど災害復旧工

事を減額すると、こういった内容でございます。

55ページ、56ページでございますが、55ページの下段の積立金、先ほども申しあげました復興交付金の第5次申請分にかかわる交付金ということで、全額を積み立てをさせていただくという内容でございます。それから、56ページの下段でございますが、震災復興基金、先ほど申しあげました寄附金3,000万円を全額積み立てをすると、こういった内容でございます。

57ページ、復興関係でございますけれども、1目の防災集団移転促進事業、約9,900万の減でございますけれども、これは主に志津川中央地区の埋蔵文化財の調査分にかかわる経費でございます。実績見込みによりまして、この分を減額をさせていただくと。それから、崖地近接、災害公営住宅、いわゆる3目、4目でございますけれども、これらも実績見込みによりまして減額をさせていただくといった内容でございます。

次に、59ページ、60ページでございますが、59ページの上段でございますけれども、漁港施設用地のかさ上げ工事、これらも実績の見込みによりまして不用額を減額するといった内容でございます。その下段の負担金補助金で、9億3,600万の減でございますが、水産加工場等施設整備補助金、3件がこれまで該当になっておりましたけれども、そのうち1件が用地等の関係で取り下げになったというようなことで、その部分を減額をするといった内容でございます。

以上で、細部説明を終わらせていただきます。大変、項目が多かったんですが、説明がはしょってしまいましたけれども、しかとは質疑のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明12日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明12日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午前10時59分 延会